

議事日程(第4号)

令和7年3月21日 午前10時00分開会

- 日程第 1 議案第17号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第18号 須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第19号 須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第20号 須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第21号 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第22号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第23号 須恵町地域防災施設設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第24号 須恵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第25号 令和7年度須恵町一般会計予算の提出について
- 日程第10 議案第26号 令和7年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
- 日程第11 議案第27号 令和7年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
- 日程第12 議案第28号 令和7年度須恵町水道事業会計予算の提出について
- 日程第13 議案第29号 令和7年度須恵町下水道事業会計予算の提出について
- 日程第14 発議第 1号 須恵町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 発議第 2号 須恵町議会基本条例の制定について
- 日程第16 委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第17号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第18号 須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第19号 須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供

に関する条例等の一部を改正する条例

- 日程第 4 議案第 20 号 須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 21 号 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 22 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 23 号 須恵町地域防災施設設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 24 号 須恵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 25 号 令和 7 年度須恵町一般会計予算の提出について
- 日程第 10 議案第 26 号 令和 7 年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
- 日程第 11 議案第 27 号 令和 7 年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
- 日程第 12 議案第 28 号 令和 7 年度須恵町水道事業会計予算の提出について
- 日程第 13 議案第 29 号 令和 7 年度須恵町下水道事業会計予算の提出について
- 日程第 14 発議第 1 号 須恵町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 15 発議第 2 号 須恵町議会基本条例の制定について
- 日程第 16 委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（12名）

1 番	平 山 諭	2 番	川 原 幸 治
3 番	白 水 春 夫	5 番	男 澤 一 夫
6 番	稲 永 辰 己	7 番	川 口 満 浩
8 番	百 田 輝 子	9 番	三 角 栄 重
10 番	猪 谷 繁 幸	11 番	欠 員
12 番	三 上 政 義	13 番	田 ノ 上 真
14 番	松 山 力 弥		

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長	梅 野 猛	係 長	吉 開 英
-----	-------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	猪 股 清 貴	総 務 課 長	諸 石 豊
公 園 緑 地 課 長	世 利 昌 信	こども家庭課長	吉 川 聡 士
地 域 振 興 課 長	平 山 幸 治	都 市 整 備 課 長	中 牟 田 健
福 祉 課 長	安 河 内 ひ と み	住 民 課 長	百 田 敦
会 計 管 理 者	横 山 剛	学 校 教 育 課 長	吉 本 孝 治
健 康 増 進 課 長	舩 本 直 明	ふるさと応援課長	船 井 弘 喜
まちづくり課長	櫻 木 美 奈 子	税 務 課 長	安 河 内 高 利
子育て支援課長	稲 岡 慎 太 郎	社 会 教 育 課 長	伊 藤 泰 彦
上下水道課事業課長	岩 崎 勝	上下水道課管理課長	権 藤 武 範
総 務 課 参 事	黒 川 忠 敬	総務課課長補佐	石 津 伸 篤
監 査 委 員	吉 松 辰 美		

○議長（松山 力弥） おはようございます。本日が令和6年度最後の議会となりましたけども、その間、皆様におかれましては各委員会で慎重審議いただきありがとうございます。また今日は委員長、仕事は多ございますけれども、報告のほうよろしく願いいたします。

それでは、これから本日の会議を開きます。

ここで、一括議題についてお諮りします。議案第25号から議案第29号までの5議案は関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

日程第1. 議案第17号

○議長（松山 力弥） 日程第1、議案第17号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。6番、稲永辰己君。

○総務建設産業委員長（稲永 辰己） おはようございます。議案第17号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）が、令和4年6月17日に公布され、令和7年6月1日等から施行されることに伴い、当該条例を制定する必要性が生じたので提案するものです。

2ページをお願いいたします。

第1編、関係条例の一部改正について、第1条から第7条に規定しております。内容は、刑法等の一部改正に伴い、刑の種類のうち懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑に統一されるため、文言の整理を行うものです。第1条から第7条において、「懲役」または「禁錮」と記載されている箇所を「拘禁刑」に改正します。

3ページをお願いします。

第2編の経過措置では、罰則の適用に関する経過措置、第8条において、施行日前の行為に対する罰則は、改正前の「懲役」または「禁錮」を適用します。過去の改正で「なお従前の例による」とされている罰則規定は、今後は「拘禁刑」を適用します。人の資格に関する経過措置第9条において、禁錮以上の刑に処せられた者といった資格制限規定について、今後は「拘禁刑に処せられた者」とみなします。「懲役」や「禁錮」が明記されている規定の経過措置については、改正法の中で地方自治体の条例を対象とした規定が設けられていますので本条例では規定していません。一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置第10条では、起訴され

た者など、刑に処せられた者とは、別の資格制限があるため、別建てで経過措置を設けております。

附則として、この条例は、令和7年6月1日から施行するとしています。内容の詳細につきましては、新旧対照表を御覧ください。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第17号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第17号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第17号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第18号

○議長（松山 力弥） 日程第2、議案第18号須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。5番、男澤一夫君。

○文教厚生委員長（男澤 一夫） 議案第18号須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。提案理由です。須恵町附属機関にワンヘルス推進協議会及び学校運営協議会を追加するため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

3ページの新旧対照表をお願いします。条例の別表、第2条関係中附属機関の名称「須恵町地球温暖化対策推進協議会」の下に「ワンヘルス推進協議会」を、また、その右欄に、「担任する事務、目的」を追加し、「須恵町立小中学校校舎対策協議会」の下に「学校運営協議会」を、また、その右欄に、その担当する事務、目的を追加しております。ワンヘルス推進協議会は、福岡県ワンヘルス推進計画に基づき、町民へのワンヘルス周知に努め、理解の促進を図り、その実践活動に対し必要な支援を行うため、設置するものです。学校運営協議会は、地域総がかりで子どもを育てるという、本町の基本施策の原点に立ち、地域と共に子どもたちを育てる学校支援の観点から、より強力な学校支援体制を図るため、学校評議員制度から学校運営協議会へ移行し設置するものです。

附則です。この条例は令和7年4月1日から施行するとしています。採決の結果、文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。総務建設産業委員会と合同により連合審査会を行っておりますので質疑を省略し、これより議案第18号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第18号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第18号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって議案第18号須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3. 議案第19号

○議長（松山 力弥） 日程第3、議案第19号須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。6番、稲永辰己君。

○総務建設産業委員長（稲永 辰己） 議案第19号須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。今回の改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が、令和6年6月7日に公布され、令和7年4月1日等から施行されることに伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条に項ずれが生じたため、本条例及び須恵町税条例中の当該引用箇所を改正するものです。

3ページの新旧対照表を御覧ください。

第1条関係で、須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正を規定しております。

第2条の用語の定義は、法第2条で同じく用語の定義が規定されているため、法を引用した規定となっておりますが、法第2条が項ずれにより1項ずつ繰り下げられたことに伴い、それぞれ対応するための改正を行っております。

4ページをお願いします。

第2条関係は、須恵町税条例の一部改正で、第1条関係と同様の改正を行っております。第

36条の2第10項及び第63条の2第1項第1号、5ページをお願いいたします。第89条第2項第2号及び第139条の3第2項第1号中それぞれ法第2条第15項を第2条第16項に改めるものです。

2ページに戻っていただいて、附則で、この条例は、令和7年4月1日から施行するとしていきます。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第19号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第19号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第19号須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4．議案第20号

○議長（松山 力弥） 日程第4、議案第20号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。6番、稲永辰己君。

○総務建設産業委員長（稲永 辰己） 議案第20号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。今回の改正は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が、令和6年5月31日に公布され、令和7年4月1日等から施行されることに伴い、育児のための時間外勤務の制限の対象者を3歳に満たない子を養育する職員から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員へと拡大し、介護離職防止のための意向確認及び環境整備に関する規定を追加するもので、併せて文言の修正及び追加を行っております。

2ページをお願いします。

今回の改正の主な内容ですが、第2条第3項において、地方公共団体の組合の職員を規定する法第22条の5第1項ではなく、地方公共団体の職員を規定する法第22条の4第1項に対象を限定するため、「採用された職員」の次に「で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の

職を占めるもの」を加え、併せて文言の修正を行っています。

第3条及び第4条は、週休日及び勤務時間の割振りに関する規定で、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」へ改め、文言の修正を行っています。

第8条の3第2項において、時間外勤務制限の対象となる子の年齢を「3歳未満」から「小学校就学の始期に達するまで」に改めます。第8条の3第4項において、介護を行う職員に対する時間外勤務制限の規定を整備します。

第12条第1項第1号において、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めます。

第17条の2において、職員が介護を必要とする状況になった際の意向確認や情報提供を義務づけることを新たに加えます。第17条の3において、介護両立支援制度に関する研修や相談体制の整備を推進することを新たに加えます。

3ページをお願いします。

附則として、第1条で、この条例は令和7年4月1日から施行する。次条の規定は公布の日から施行するとしています。第2条で、令和7年4月1日以降に時間外勤務制限を行おうとする職員は、施行日前においても規則の定めるところにより、当該請求を行うことができるとしています。

改正内容の詳細につきましては、新旧対照表を御覧ください。

質疑として、須恵町の職員の育休取得状況及び育休取得職員の人数を問うもの。出産されて育児があり、短くて1年、最長3年まで休める。現在のところ育児や産前産後で育休中の職員は3名との答弁がありました。また、男性の育休取得及び今後の利活用について問うもの。現在は居ないが、出産などの大変なときに、休みを取られることはある。周知も行っており、この条例施行により介護等も含め、利活用される職員も増えると考えていますとの答弁がありました。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第20号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第20号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第20号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 5. 議案第 2 1 号

○議長（松山 力弥） 日程第 5、議案第 2 1 号須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。6 番、稲永辰己君。

○総務建設産業委員長（稲永 辰己） 議案第 2 1 号須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

今回の改正は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が、令和 6 年 5 月 3 1 日に公布され、令和 7 年 4 月 1 日等から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

3 ページの新旧対照表を御覧ください。

第 8 条では、地方公務員法の法律番号を追加しております。

次に第 1 8 条第 3 項では、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、第 6 1 条を引用して、非常勤職員の要介護家族の介護のための部分休業について、規定しています。今回の法改正は、仕事育児介護を両立できる職場環境の整備を目的としたもので、法第 6 1 条の 2 第 2 0 項として新たに規定されています。そのため、本条例中に規定する引用箇所を法改正に合わせて改めております。

2 ページに戻っていただいて、附則で、この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するとしていきます。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第 2 1 号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第 2 1 号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第 2 1 号須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 6. 議案第 2 2 号

○議長（松山 力弥） 日程第 6、議案第 2 2 号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。6番、稲永辰己君。

○総務建設産業委員長（稲永 辰己） 議案第22号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が、令和6年12月25日に公布され、令和7年4月1日等から施行されることに伴い、当該条例等の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

2ページをお願いします。

改正の主な内容は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、第4条第6項は、昇給に関する規定の見直しで、行政職給料表の適用を受ける課長職以上の職員の昇給を、3号給から4号給に改めます。

第7条は、扶養手当に関する規定の見直しで、配偶者への扶養手当を廃止し、第1号に該当する扶養手当を1人につき1万3,000円に改めます。

第9条は、地域手当に関する規定の見直しで東京都特別区以外の地域における支給率を、国の基準に準拠するように改め、人事交流などで町外に勤務する職員への支給を可能とする規定を加えます。第10条の2は、通勤手当に関する規定の見直しで、上限額を15万円に改めます。

3ページをお願いします。

第18条の2は、管理職員特別勤務手当に関する規定の見直しで、支給対象時間、支給額の計算方法を改めます。

第20条の2は、定年前再任用短時間勤務職員への住居手当支給を可能とするよう、適用除外規定を改めます。併せて、別紙のとおり給料表を改正いたします。

須恵町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正につきましては、特定任期付職員に勤勉手当を支給できるよう改めます。須恵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、給与条例第10条の2に1項を加えたため、「第6項まで」を「第7項まで」に改めます。

4ページをお願いします。

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正につきましては、単純な労務に雇用される職員の再任用職員に住居手当を支給できるよう、改めます。

須恵町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正につきましては、定年前再任用短時間勤務職員への住居手当支給開始に伴う規定の改正です。地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正につきましては、暫定再任用職員に住居手当を支給できるよう改めます。

附則第1条でこの条例は令和7年4月1日から施行するとしています。附則第2条で、給料表

の改正に伴い、3級から6級に属する職員については令和7年4月1日の前日において受けていた級・号給に応じて、附則別表、号給の切替表に定める号給に切り替えることとしています。

附則第3条で、令和7年4月1日の前に、職務の級が変わる昇進や降格などの異動があった職員については、号給の必要な調整が行うことができるとしています。

5ページをお願いします。附則第4条で扶養手当の経過措置に関する規定を設けています。附則第5条は、規則への委任規定です。

改正内容の詳細につきましては、新旧対照表を御覧ください。

質疑として、通勤手当の条文中、上限月15万円の支給について問うもの。

上限5万5,000円から15万円に変更となりますが、現在、須恵町では該当する職員はありません。との答弁がありました。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第22号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第22号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第22号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7. 議案第23号

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第23号須恵町地域防災施設設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。6番、稲永辰己君。

○総務建設産業委員長（稲永 辰己） 議案第23号須恵町地域防災施設設置条例の一部を改正する条例について総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、須恵町地域防災施設に中部防災センターを追加するため、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

3ページの新旧対照表をお願いします。

第2条の表に中部防災センターの名称と位置を加えるものです。

2ページをお願いします。附則で、この条例は、令和7年4月1日から施行するとしています。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第23号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第23号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第23号須恵町地域防災施設設置条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8. 議案第24号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第24号須恵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。6番、稲永辰己君。

○総務建設産業委員長（稲永辰己） 議案第24号須恵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。提案理由として、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が、令和6年12月27日に公布され、令和7年4月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

内容としましては、3ページをお願いします。

別表、第2条関係、退職報償金支給額表に、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等共済基金等が市町村に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分に、新たに35年以上の区分を追加するものです。2ページをお願いします。附則で、この条例は、令和7年4月1日から施行するとしています。経過措置として、この条例による改正後の須恵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例によるとしています。

質疑として、勤務年数が35年以上の該当者について問うもの。須恵町の平均勤務年数は、16年ぐらいで、分団長をして退団するのが普通であり、長くても20年ぐらいです。ただし、須恵町の例規では、団員は45歳までとなっていますので、1番長くても25年ぐらいだと思います。なので、須恵町では、該当者は出ないと思いますとの答弁がありました。また、いったん分団長を卒業した後に、副団長として復活する場合の引退している間の加算について問うもの。仮に副団長になる予定で分団長をやって、一旦退団したときに、退職報償金の支給を受けてなけ

れば通算になりますが、受けていれば最初からになりますとの答弁がありました。また、退職報奨金の課税について問うもの。退職金が退職報奨金のみの方は、課税されないが、同じ年に他に退職金がある時は、退職金と合算されるので、退職報奨支給額についても課税される可能性があります。との答弁がありました。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第24号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第24号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第24号須恵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9. 議案第25号

日程第10. 議案第26号

日程第11. 議案第27号

日程第12. 議案第28号

日程第13. 議案第29号

○議長（松山 力弥） 日程第9、議案第25号令和7年度須恵町一般会計予算の提出について、日程第10、議案第26号令和7年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、日程第11、議案第27号令和7年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について、日程第12、議案第28号令和7年度須恵町水道事業会計予算の提出について、日程第13、議案第29号令和7年度須恵町下水道事業会計予算の提出について、以上、5議案を一括議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。13番、田ノ上真君。

○予算審査特別委員長（田ノ上 真） おはようございます。議案第25号令和7年度須恵町一般会計予算の提出について、議案第26号令和7年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、議案第27号令和7年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について、議案第28号令和7年度須恵町水道事業会計予算の提出について、議案第29号令和7年度須恵町下水道事業会計予算の提出についての計5議案について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

審査は、3月12日、13日及び14日、15日までの4日間で行いました。それでは、各議

案別に報告をいたします。議案第25号令和7年度須恵町一般会計予算の提出について。予算書5ページです。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ136億9,000万円と定める。第2項、予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。地方債、第2条、地方債は第2表地方債による。債務負担行為、第3条、債務負担行為は第3表債務負担行為による。一時借入金、第4条、一時借入金の借入れの最高額は6億円と定める。

歳出予算の流用、第5条、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用、と定めています。

12ページ、第2表地方債です。起債の目的、第三学童保育所空調設備改修事業債ほか7件で、限度額、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。13ページ、第3表債務負担行為です。事項、須恵町立地適正化計画策定業務委託ほか4件で、期間、限度額は記載のとおりです。一般会計歳入歳出予算の総額136億9,000万円は、対前年度比7億9,000万円、6.1%の増となり、過去最高の予算規模となりました。歳入では、1款町税は36億9,604万1,000円、歳入全体の27%で、個人町民税、固定資産税など増収との見込みで、対前年度比3億3,039万5,000円、9.8%の増です。

10款地方交付税は、23億2,100万円、歳入全体の16.9%で、これは、みなみ幼稚園開園による子ども・子育て費や給与改定分などで、基準財政需要額が増となるため、普通交付税の増額で、対前年度比1億9,200万円、9%の増と見込んでいます。

14款国庫支出金は、25億1,267万8,000円、歳入全体の18.4%。児童手当国庫補助金や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、就学前教育・保育施設整備交付金、その他国庫補助金の増で、対前年度比8億2,504万7,000円、48.9%の増です。

18款繰入金、9億275万7,000円、歳入全体の6.6%。財政調整基金繰入金が3億5,770万5,000円の減で、対前年度比2億5,177万8,000円、21.8%の減です。

21款町債、5億5,470万円は、歳入全体の4.1%。緊急防災減災事業債につきましては、事業量は多いのですが、令和6年度の中部防災センター建設事業が終了のため、当初予算では減としています。また、令和7年度は、第二小学校校舎増改築事業債があるため、小学校施設整備事業債を増としています。全体では前年度と比較しますと、3億5,910万円39.3%の減となります。歳入の構成比ですが、歳入の自主財源は、全体の46.2%で、依存財源は53.8%です。前年度から自主財源の構成比が1.3ポイント下がっています。依存財源の地方交付税や国庫支出金の増が要因です。歳出では、2款総務費27億2,213万9,000円は、歳出全体の19.9%で、定額減税補足給付金や自治体クラウドサービス提供業務委託料など、対前年度

比3億8,906万7,000円、16.7%の増です。3款民生費56億8,204万6,000円は、歳出全体の41.5%で、児童手当や保育所等整備事業、障がい者支援・自立支援給付費などの増で、対前年度比7億7,825万4,000円、15.9%の増です。4款衛生費12億8,861万7,000円は、歳出全体の9.4%で、定期予防接種業務事業の減などで、対前年度比1,663万2,000円、1.3%の減です。8款土木費8億2,918万4,000円は、歳出全体の6%で、下水道事業会計補助金、同出資金の減により、対前年度比3億932万1,000円、27.2%の減です。9款消防費4億1,960万円は、歳出全体の3.1%で、中部防災センターの完成による建設工事の減などで対前年度比4億4,057万5,000円、51.2%の減です。10款教育費16億6,671万4,000円は、歳出の12.2%で、第二小学校校舎増築工事や須恵中学校体育館空調整備工事などにより、対前年度比2億7,732万8,000円、20%の増です。12款公債費8億497万3,000円は、歳出全体の5.9%で、園舎増築による、れいんぼ一幼児園繰上償還や文化会館舞台照明改修事業、臨時財政対策債などの償還のため、対前年度比1億4,144万3,000円、21.3%の増です。歳出の構成比では、歳出のうち、その支出が義務づけられ、容易に削減できない経費が義務的経費で、43.5%。前年度が40.1%であり、3.4ポイントの増です。

次に、投資的経費です。普通建設事業費、災害復旧事業費が6.8%、前年度は9.2%で、2.4ポイントの減です。その他の経費につきましては49.7%、6年度が50.7%で、1ポイントの減です。基金の状況ですが、令和6年度末の財政調整基金の見込み額が23億3,369万円、減債基金が4億6,680万2,000円、ふるさと応援基金が11億4,942万5,000円、公共施設等整備基金が7億739万8,000円です。令和7年度の財源不足による財政調整基金の取り崩し予定額は、当初予算において7億8,845万3,000円としています。

質疑として、主なものでございます。歳出2款1項行政区等運営事務について、組合加入率の目標値を60%に設定しているが、設定の根拠を問うもの。答弁として、今年度行う防犯灯のLED化事業などで組合に助成していく。組合に対しては、直接行政から働きかけるのはやりにくいので、従来通りの支援をしていく、というものでした。

同じく2款1項広報すえ発行事業について、広報誌満足度の目標値を問うもの。答弁として、満足度60%としているのは、半数以上の方には満足していただきたい、として設定した。計測については、紙面に広報アンケートを掲載し集計する形を取っている、というものでした。

同じく2款1項ホームページ事業について、アクセス数の推移を問うもの。答弁として、令和2年のホームページアクセス数が急激に伸びた要因は、コロナの情報提供による増大で、コロナの落ち着きとともに閲覧数が減少している。現在の目標値は、令和2年に達した最大値ぐらいま

で、持っていきたい思いでの設定、というものでした。

同じく 2 款 1 項公用車管理事務について、EV 車導入の詳細を問うもの。答弁として、軽の EV を 2 台リースにて導入の予定。充電システムの工事も 3 基設置の予定、というものでした。

同じく 2 款 1 項契約事務について、電子入札の進捗を問うもの。答弁として、デジタル化により書かない契約を目指すとはしているが、町とともに業者にもデジタル化の準備が必要となる。7 年度から行う事業であり、業者の理解も得ながら進めていく、というものでした。

同じく 2 款 1 項ふるさと応援寄附金事業について、主力となる返礼品を問うもの。答弁として、6 年度は「ウナギのかば焼き 3 尾」、「福岡県産米元気つくし 20 キロ」、「福岡県産あまおう 6 パック」がトップスリーで出ている。近況だが、須恵町に進出した天ぷらひらおから、須恵町オリジナルの返礼品を企画いただき、既に予約がかなり入っている状況というものでした。

同じく 2 款 1 項オープンイノベーション戦略推進事業について、ふるさと応援推進キャラクターを問うもの。答弁として、須恵町出身の漫画家・デザイナーである田原ウーコ氏に、キャラクター作成を依頼し「須恵ずきんちゃん」という、ふるさと応援課のキャラクターを製作中。同キャラクターの着ぐるみも企画しており、人が入る、等身大のものを予定している。全国から様々な自治体が集まって、地場製品、返礼品の PR をする場や、各地で、須恵町の PR キャラクターとして活躍を予定している、というものでした。

同じく 2 款 1 項コミュニティバス運営事業について、事故等による損害賠償の事案が発生しているが、事故防止の指導を問うもの。答弁として、運転手のミーティングを定期的に行い、注意事項の周知や事後対応など、情報を共有している、というものでした。

同じく関連で同事業について、運転手の確保の状況を問うもの。答弁として、人件費の見直しなどを行い、確保に努める。特にコミュニティバスについては大型 2 種免許を必要とする。高齢化で 20 年前に比べ、免許保有者の約 7 割が減少しているとも言われ、半数の運転手は 65 歳以上となっている。状況は深刻である、というものでした。

2 款 2 項個人住民税賦課事務について、ふるさと納税により流出した住民税の詳細を問うもの。答弁として、令和 6 年度で 1,590 人が他自治体へふるさと納税をしたことにより、町民税の収入が 4,249 万 7,000 円減少している、というものでした。

2 款 5 項国勢調査事務について、調査員報酬は昨今の人件費高騰を反映しているか問うもの。答弁として、県からの基準があり、1 調査区の平均報酬は、予算 5 万円で計上。2 調査区で実施する場合は 9 万 3,000 円。令和 2 年、前回時の報酬と比較して増額となる、というものでした。

3 款 1 項保護支援事業について、事業の詳細を問うもの。答弁として、高齢者等の一時保護は、3 人を想定して予算計上している。1 回あたり 1 週間程度としているが、必要により延長もある。

一時保護の後は、地域包括支援センターなどと協議し、その人が、よりよく生活できる状況を考えて対応する、というものでした。

同じく 3 款 1 項高齢者相談・見守り事業について、高齢者の孤独死事案を問うもの。答弁として、非常時には民生委員も一人で行動しないように周知している。何かあった場合は警察に対応してもらおう、というものでした。

関連で同事業について、緊急通報システム及び配食システムの減少傾向の要因を問うもの。答弁として、減少の状況は様々であり、例えば施設への入所もあれば亡くなる方もいる。家族と一緒に生活することになったという方もいて、一概に言えない、というものでした。

同じく 3 款 1 項障がい者相談・見守り事業について、就労移行の目標値を 50%としているが、実績を問うもの。答弁として、令和 5 年度は、就労移行支援事業利用者数 11 人に対し、一般就労に移行した人数は 3 人、というものでした。

同じく 3 款 1 項障がい者福祉サービス事業について、福祉タクシーの利用減の要因を問うもの。答弁として、減少の状況は様々であり、例えば施設への入所もあれば亡くなる方もいる。家族と一緒に生活することになったという方もいて、いろいろな事情の方がいる。前提として、福祉タクシー券を使う使わないは利用者の判断になるので、詳細なところまでは把握できていない、というものでした。

3 款 2 項ファミリーサポートセンター事業について、送迎にかかる移動手段を問うもの。答弁として、町が委託するシルバー人材センターの事務局が、会員を登録し、サービスの依頼に応じて提供会員に橋渡しをする。送迎サービスの場合、提供会員所有の車両を使用することになる、というものでした。

関連で同事業について、国、県との負担割合を問うもの。答弁として、予算額 300 万円のうち、236 万円が補助対象であり、国、県が 3 分の 1 ずつ負担して国県支出金 157 万円としている。残る 3 分の 1 と補助対象外の額をすべて町が負担する、というものでした。

同じく 3 款 2 項町外・届出保育施設等運営事業について、本事業は他町の園に須恵町から通うものだが、逆に他町から、須恵町の園に通う事例があるかを問うもの。答弁として、可能だが、今現在は枠がない。しかしながら、これから 3 歳児以上の枠が空く。受入れに関しては、町の判断であり、他町との行政同士のやり取りになるので、営業に努力したい、というものでした。

4 款 1 項自然食普及センター管理運営事業について、情報発信は職員によるものか問うもの。答弁として、町のほうでアカウントを作成し、運営を自然食普及センターでやっている。随時最新の情報を掲載するように努めている、というものでした。

7 款 1 項プレミアム付商品券発行事業について、スマホが使えない人のために、紙の商品券を発行できないか問うもの。答弁として、県からは、デジタルでないと補助金をつけないという方

針があり、補助金を活用する以上、紙の商品券は発行できない、というものでした。

同じく 7 款 1 項観光振興事業について、皿山公園内シャトルバス運行業務の詳細を問うもの。答弁として、前年度の、福岡大分デスティネーションキャンペーンから始めた業務であり、以前から要望があった。S L を置いている駐車場付近から上にあるイベント広場の手前まで、10 人乗りのバスで往復する。4 月から 5 月の連休中に運行する、というものでした。

8 款 1 項国道等整備促進事務について、県道筑紫野古賀線道路改良工事の進捗を問うもの。答弁として、1 工区は計画段階を終え、用地取得、一部工事を行っている。2 工区は、計画の図面ができていて、7 年度から動き出すと、県の方から聞いている。適切な段階を見て、期成会を開催する、というものでした。

8 款 4 項都市計画推進事業について、立地適正化計画の策定と都市計画マスタープランの兼ね合いを問うもの。答弁として、マスタープランをつくる段階で、立地適正化計画の策定を視野に入れていた。都市計画区域が指定されていて、かつ非線引きの市町村は、必ず立地適正化計画を策定しなければならないとされている。国からの指示であり、今回計画している、というものでした。

同じく 8 款 4 項緑地管理事業について、庁舎正面のヤマモモの伐採を問うもの。答弁として、町のシンボルとしてのヤマモモの木だったが、庁舎の剪定業務を行う業者から、空洞があると指摘を受け、かつ蟻道も見受けられるということで、伐採したところ、やはりかなりの空洞があった。道路に近いところでもあり、先手を取ることで事故防止につながった、というものでした。

10 款 1 項教育情報システム運用管理事業について、故障したタブレットの管理を問うもの。答弁として、費用対効果の観点で修理をせず、廃棄としている。故障の要因もいくつかあるが、画面の破損と W i - F i 機能の損傷の 2 つに集約される。故意の破損については弁償を求めるが、今のところ事例はない。保険加入に関しては、3,000 台以上の保険はかなり高額になるので、加入していない、というものでした。

関連で同事業について、4 年間かけてすべてのタブレットを更新する計画だが、その間に新機種も出ると思われる。どのような対応になるか問うもの。答弁として、基本的には同レベルの機種を選択する、というものでした。

同じく 10 款 1 項学習支援事業について、学校補助教員の募集を問うもの。答弁として、前年度から引き続き採用の人もいるが、不足する分についてはホームページで募集をかけ、面接等のうえ採用した。7 年度分は、全て採用できたので、募集を終了している、というものでした。

関連で同事業について、小学校 35 人学級の完成につき、補助教員が採用減となるが、人員不足にならないか問うもの。答弁として、学級サポートは各学校に全てつけている。必要であれば、そこで運用することも可能、というものでした。

同じく 10 款 1 項中学生海外派遣事業について、派遣される中学生の選考基準を問うもの。答弁として、定員の 15 人を超えた場合は抽選になる、というものでした。

関連で同事業について、事業の定例化を問うもの。答弁として、本年度の事業の結果を見て検討する、というものでした。

同じく関連で同事業について、事業の記録をどう残すか問うもの。答弁として、どこまでするかは未定につき、予算を計上していないが、何らかの形で報告をしたい、というものでした。

同じく関連で同事業について、委託業者の選定を問うもの。答弁として、すでに決定している、というものでした。

10 款 2 項第二小学校維持管理事業について、増築にあたり中庭にある遊具の撤去を問うもの。答弁として、増築に影響する部分は撤去せざるを得ない。移設が可能な分は移設するが、現在の基準を満たしていないものも多いので、その分については撤去する。遊具の新設については、検討したい。なお、移設場所は、プール横グラウンドの奥あたりを検討している。いずれも学校側との協議を経る、というものでした。

同じく 10 款 2 項第三小学校維持管理事業について、職員室改修工事を問うもの。答弁として、職員室に職員が入りきれないために、壁を抜いて拡張する工事を行う、というものでした。

同じく 10 款 2 項小学校給食事業について、物価高騰の影響を問うもの。答弁として、保護者負担の材料費については、本年 2 月の末に、学校給食会のほうから材料費等の金額が示され、40 円ほど上げないと運用ができない試算となった。具体的には、現在 1 食 320 円で、40 円の補助金を出すことで実際の負担は 280 円になる。それが 7 年度から、町負担を 40 円追加し、1 食 360 円の給食材料費になる、というものでした。

10 款 4 項社会教育推進事業について、施設予約システムを問うもの。答弁として、インターネットを活用し、自宅・携帯からでも申込みができるものを計画している。毎月 25 日までの申請条件は、定期利用団体に限られる。一般の利用申請は町民を対象とし、1 か月前の初日からとなる。利用者の説明会については必要と考えるが、2 月開催の定期利用者会議の中では、まだ具体的な方針が固まる前だったので、これから適宜説明をしていく。決済について、電子マネーでの支払いは、本当の意味での利用者サービスの向上につながると考えるので、段階的、計画的にやっていく、というものでした。

同じく 10 款 4 項文化財保護事業について、眼療宿場跡の歴史的景観保全を選定した経緯を問うもの。答弁として、地元区長を通じ住民からの要望もあり、優先して計上した。現在において、その当時の面影が残っているところをつなげていく。当時の設置看板も計画している。ここに以前こういう場があったということの啓発につなげる、というものでした。

関連で同事業について、歴史資料館のデジタルアーカイブとの連携で、より知見が深まるので

はと、問うもの。答弁として、デジタルミュージアム構築業務は、歴史民俗資料館の持つ1万4,000点の収蔵品を公開することが目的だが、公開すべきものは、資料館の資料に限らない。文化財、7年度文化財保護事業の上須恵・眼療宿場に関しても、以前作成した動画資料や地図などを総合して、須恵町の文化財そのものを全て公開するアーカイブスということで構築する。収蔵物に限らない、発展的なものを構築したい、というものでした。

同じく関連で同事業について、眼療宿場跡地の地権者を問うもの。答弁として、町有地である、というものでした。

同じく10款5項歴史民俗資料館管理運営事業について、入館者数を増やす施策を問うもの。答弁として、平成30年度のコロナ以前は、町内外の学校、福祉施設などの団体、10名程度でも結構利用されていたが、まだ回復に至っていない。令和6年度は、総合的な学習ということで、校長会や子育て連のインリーダー研修会など、さまざまな機会に訴えることで、子どもたちが来館している。これから徐々に回復を見込んでいる、というものでした。

以上、採決の結果、全員賛成で可決しています。

続きまして、議案第26号令和7年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、特別会計予算書の5ページです。

令和7年度須恵町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28億9,200万円と定める。

第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるとしています。

歳入の主なものは、1款国民健康保険税4億6,608万7,000円は、被保険者の減少により、前年度比2,055万円の減です。

4款県支出金21億8,254万8,000円は、歳出の保険給付に必要な費用を県が交付するもので、前年度比3,751万3,000円の減です。

5款繰入金2億3,920万5,000円は、被保険者の減少に伴い、保険基盤安定繰入金等の減に伴い、前年度比2,388万7,000円の減です。

歳出の主なものは、2款保険給付費21億3,333万9,000円は、被保険者の減少に伴い、前年度比4,020万1,000円の減です。

3款国民健康保険事業費納付金6億9,190万1,000円は、県全体の保険給付費について、国・県費等の公費で賄われない部分を県内市町村で分かち合う制度で、医療水準や所得水準、年齢構成等で算定された額を県へ納付するものです。県の算定額により、前年度比4,625万

2,000円の減です。

5款保健事業費3,742万6,000円は、生活習慣病を中心とした疾病予防と、医療費の伸びを抑制するための保健事業予算と、特定健康診査委託料及び受診率向上に向けた事業予算を計上しており、前年度比329万5,000円の増です。

以上、採決の結果、全員賛成で可決としております。

続きまして、議案第27号令和7年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について、でございます。

特別会計予算書の53ページをお願いします。

令和7年度須恵町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億1,900万円と定める。

第2項歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

歳入の主なものは、1款後期高齢者医療保険料3億7,580万円は、広域連合からの通知額の計上で、被保険者の増加により前年度比2,830万円の増。

3款繰入金1億4,311万2,000円は、人件費を含む事務費繰入金と保険料軽減分に相当する保険基盤安定繰入金を計上しており、前年度比469万2,000円の増です。

歳出の主なものは、1款総務費1,014万9,000円は、職員人件費が主なものとなっており、246万円の増です。

2款後期高齢者医療広域連合納付金5億679万円は、歳入の保険料、保険基盤安定繰入金などで、収納したものを、広域連合へ納付するもので、被保険者の増加に伴い増額、前年度比3,232万4,000円の増です。

以上、採決の結果、全員賛成で可決としております。

続きまして、議案第28号令和7年度須恵町水道事業会計予算の提出について、でございます。水道事業会計予算書の3ページをお願いします。

第1条、令和7年度須恵町の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は、第1号、給水戸数1万1,600戸、前年度と同数、第2号、年間総給水量285万9,000立方メートル、前年度比2.8%の増、第3号、年間有収水量272万4,000立方メートル、前年度比2.4%の増。第4号、1日の平均給水量7,832立方メートル、前年度比2.8%の増、第5号、建設改良事業費2億299万8,000円、前年度比41.4%の増。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入では、第1款水道事業収益6億8,006万8,000円、前年度比436万1,000円、

0.6%の増。これは、水道使用料の増によるものです。

支出では、第1款水道事業費6億2,142万3,000円、前年度比984万1,000円、1.6%の減。これは、新砂入替業務を隔年実施としており、令和7年度は未実施による減です。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入では、第1款資本的収入2,915万5,000円、対前年度比1,365万5,000円、88.1%の増。これは、公共下水道の管渠築造工事に伴う工事請負費の増によるものです。

支出では、第1款資本的支出2億8,629万円、前年度比6,081万1,000円、27%の増。これは主に、配水管等施設改良工事及び下水道工事に伴う工事請負費の増によるものです。

また、第4条の括弧書きで、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億5,713万5,000円は、損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額で補填するとしています。

第5条、議会の議決を経なければ流用することができない経費は、第1号、職員給与費9,330万円、第2号、交際費10万円。

第6条、たな卸し資産の購入限度額は、700万円と定める。これは、量水器購入の限度額です。

以上、採決の結果、全員賛成で可決としております。

続きまして、議案第29号令和7年度須恵町下水道事業会計予算の提出について、でございます。

下水道事業会計予算書の3ページをお願いします。

第1条、令和7年度須恵町の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は、第1号、年間総処理水量216万1,206立方メートル、前年度比9.1%の増です。第2号、排水戸数9,129戸、前年度比2.1%の増です。第3号、建築改良事業費5億998万4,000円。前年度比39.7%の増です。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款下水道事業収益9億2,662万3,000円。前年度比2億9,540万5,000円、24.2%の減、主なものは、一般会計からの出資金の減によるものです。

支出、第1款下水道事業費7億9,411万6,000円、前年度比1,568万9,000円、1.9%の減。主なものは、マンホールポンプ修繕費の減によるものです。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款資本的収入6億3,001万9,000円、前年度比1億3,374万4,000円、26.9%の増。主なものは、公共下水道事業債の借入額増によるものです。

支出、第1款資本的支出9億6,511万2,000円、対前年度比1億4,274万

9,000円、17.4%の増。主なものは、管渠築造工事の増によるものです。

また第4条の括弧書きで、資本金収入額が資本金支出額に対して不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本金の収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、利益剰余金処分額で補填するとしています。

第5条、企業債の目的は4件、限度額の合計を4億5,980万円、起債の方法、利率及び償還の方法は、記載のとおりとなっています。

第6条、一時借入金は、一時借入金の限度額を1億円と定めています。

第7条、議会の議決を経なければ流用できない経費として、第1号、職員給与費4,019万2,000円としています。

第8条、他会計からの補助金は、下水道事業に助成するため、他会計からこの会計への補助を受ける金額を4億1,000万円としています。

質疑として、管渠の修繕について、全国各地で、陥没等の大事故の発生が見られるが、町内で、そういう箇所の把握・調査はしているのか問うもの。答弁として、特に最近では埼玉県八潮市の事故が記憶に新しいが、八潮市は、いわゆる流域下水道、須恵町の事業では多々良川流域に該当するものになる。現地では、下水処理場から約2キロ手前の、直径約5メートルの大きな管渠での事故だが、それを受け、国から当町にも、緊急点検ということで点検項目が示され、その対応を行ったが、異常はない。福岡県においても、処理量30万立方メートルの施設を対象に緊急点検を行っている。県で一番大きなところは御笠川流域だが、特に異常はなかったと報告されている。須恵町においては、供用開始が平成9年3月で、約24年経過しているが、耐用年数には至っていない。一番古いところは城山団地、新原工業団地で、もともとコミュニティープラントで処理を行っていた。点検は、管路の洗管後に、マンホールの中も併せて点検する。特に大きな破損箇所は見つからず、軽微な破損は即補修している。よくある部分は、マンホールの蓋の舗装面が若干、高厚密沈下により窪んで段差ができるというもの。その場合は舗装のすりつけ等で対応するが、大きな陥没事故的なものは、今のところない。なお、須恵町で一番大きな下水道管は、直径800ミリメートル、約80センチの管であり、多々良川流域下水道との接続している部分になる、というものでした。

以上、採決の結果、全員賛成で可決としております。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。

全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより、議案第25号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第25号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よっ

て、議案第２５号は、委員長報告のとおり決定することに、御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第２５号令和７年度須恵町一般会計予算の提出については、委員長報告のとおり、可決されました。

次に、議案第２６号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第２６号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第２５号は、委員長報告のとおり決定することに、御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第２６号令和７年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出については、委員長報告のとおり、可決されました。

次に、議案第２７号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第２７号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第２７号は、委員長報告のとおり決定することに、御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第２７号令和７年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出については、委員長報告のとおり、可決されました。

次に、議案第２８号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第２８号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第２８号は、委員長報告のとおり決定することに、御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第２８号令和７年度須恵町水道事業会計予算の提出については、委員長報告のとおり、可決されました。

次に、議案第２９号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第２９号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第２９号は、委員長報告のとおり決定することに、御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第２９号令和７年度須恵町下水道事業会計予算の提出については、委員長報告のとおり、可決されました。

ここで休憩に入ります。再開を１１時３０分といたします。

午前11時18分休憩

午前11時28分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14．発議第1号

○議長（松山 力弥） 日程第14、発議第1号須恵町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者の説明を求めます。

2番、川原幸治君。

○議員（2番 川原 幸治） 議案書1ページをお願いします。

発議第1号須恵町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、でございます。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法及び町議会会議規則の規定により提出するものです。

提案理由として、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が、令和7年4月1日等から、刑法等の一部を改正する法律が令和7年6月1日等から、それぞれ施行されるに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

今回の改正は、提案理由にあります（令和6年法律第46号）により番号利用法が改正され、同法第2条第8項以降が項ずれしたことに伴い、条例中の法引用条項を改めること、及び刑法の一部改正に伴い、条例中の罰則に係る刑の種類について、用語の整理を行っております。

その他、所要の整理、経過措置を定めております。

なお、条例中に罰則に係る条例が含まれていますので、福岡県地方検察庁との事前協議を書面で行い、「特段の意見はない」との回答を頂いております。

主な改正内容の説明をします。

4ページの新旧対照表をお願いします。

第2条10項中、番号利用法の改正による項ずれで、同項中の第2条第8項を第2条第9項に改正。

5ページです。同様に、第12条第5項の表で第38条第1項第1号一番右側の欄中、第2条第9項を、第2条第10項に改正しております。

6ページです。第18条中「議会の保有する」を削除。第2条第11項で保有特定個人情報は、議会が保有するものと定義していますので、この第18条中のこの文言は不要のため削除したものです。

同条第2項から、8ページ第48条までは、不用な文言を削除、また内容に即して、所要の整理を行ったものです。

第53条から第55条までの条文中「懲役」を「拘禁刑」に改正しております。これは、刑法の改正により、用語の整理がなされ、地方自治法を根拠法令として条例に定めた「罰則」の用語を改正したものです。

2ページに戻ってください。附則です。

第1条で、施行期日をこの条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第53条から第55条までの改正規定は、令和7年6月1日から施行する。としております。

第2条で、罰則の適用等に関する経過措置を規定しています。

以上。よろしくお願いします。

○議長（松山 力弥） 提出者の説明が終わりました。この議案については、全員協議会においても協議がなされておりますので、質疑を省略し、これより、発議第1号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、発議第1号について採決に入ります。本案に御賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、発議第1号須恵町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第15 発議第2号

○議長（松山 力弥） 日程第15、発議第2号須恵町議会基本条例の制定についてを議題とします。

この議案は、議会改革調査特別委員会からの提出のため、代表者である委員長からの説明を求めます。

5番、男澤一夫君。

○議会改革調査特別委員長（男澤 一夫） 議案書1ページをお願いします。

発議第2号須恵町議会基本条例の制定について、でございます。

上記議案を次のとおり、地方自治法及び須恵町議会会議規則の規定により提出するものです。

提案理由として本町のさらなる発展に向け、本町議会がその役割を適切に果たしていくことができるよう、議会の基本理念、議員の活動原則等を定め、あわせて議会と町民及び町長等執行機関との関係を明らかにし、議会の目指すべき道を指し示すため、条例を制定する必要性が生じたので提案するものです。

まずは、本条例の顔である前文では、須恵町民憲章を盛り込み議会として自らが果たす役割や責任を認識し町民の福祉の向上を図るために、公正性と透明性をもって町民に開かれた議会を目指し、信頼される議会を形成していく決意を述べています。

第1条の制定の（目的）では、議会及び議員活動の活性化と充実・強化に関する基本的事項を定めることにより、市政の発展に寄与すると定めています。

第3条の（議員活動原則）では、議員は町民の意見を把握し、不断の自己研鑽によって町民の信託に応え、町民全体の福祉向上を目指すとしています。

第4条の（議会改革の推進）では、地方議会の在り方、調査研究、不断の改革に取り組むため、議会改革調査特別委員会の設置を定めています。

第5条では、他の自治体との（交流及び連携の推進）について、第6条の（町民参加及び町民との連携）では、会議等の運営に参考人制度及び公聴会制度の活用を推進することとし、請願及び陳情を町民による政策提言と位置付けることを定め、町民の意見を議会活動に反映させるために、議会報告会を開催すると定めています。

第8条の（町長等と議会及び議員の関係）では、町長等に対する質疑応答は一問一答式とし、町長等は議員の質問に対して議長または委員長の許可を得て反問することができると定めています。

第9条の（町長による政策等の形成過程の説明）では、町長は議会に計画、政策等を提案するときは政策決定過程を説明するよう努めると定めています。

第10条の（予算・決算における政策説明資料の作成）では、町長は予算案及び決算を議会に付すにあたり、分かりやすい施策別事業別の政策説明資料を作成するように努めると定めています。

第11条の（議決事件の追加）では、法に基づく議決事件の規定による議会の議決すべき事件は、別に条例に定めるとし、重要な政策等については、町長等に対し議会全員協議会での報告の義務付けを定めています。

第12条の（自由討論推進）では、議員相互間の自由討議を推進するため、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うと定めています。

第13条では、（常任委員会等の設置）を、第14条では、（災害対策本部の設置）に関する事項を示しています。

第15条では、（議員研修の充実強化）について、第16条では（議会図書室）の充実を努めるとしています。

第17条では、（議会事務局）の調査及び法制機能を強化することの体制整備を、第18条の（議員の政治倫理）では、議員は町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならないとし、議員の政治倫理に関する事項は、別に条例で定めるとしています。

第19条の（長期欠席議員の議員報酬の減額）では、議員が長期にわたり議員活動ができない場合の議員報酬の減額については、別に条例で定めるとしています。

第20条の（最高規範性）では、この条例は、議会運営における最高規範であることを、第21条の（見直し手続き）では、議会はこの条例の目的が達成されているか検証を行い、必要がある場合は適切な措置を講ずると定めています。

第22条の（委任）では、この条例に定めるもののほか、この条例を実施するために必要な事項は、別に定めています。

付則として、この条例は、令和7年4月1日から施行するとしています。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（松山 力弥） 委員長の説明が終わりました。

なお、この議案については、全員協議会においても協議がなされておりますので、質疑を省略し、これより発議第2号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、発議第2号について採決に入ります。本案に御賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、発議第2号須恵町議会基本条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第16．委員会の閉会中の継続調査について

○議長（松山 力弥） 日程第16、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員会より、会議規則第70条の規定により、次のとおり、所管事務について閉会中の継続調査の申出がっておりますので、お諮りします。

議会運営委員会より「議会運営」について、総務建設産業委員会より「ふるさと納税」について、文教厚生委員会より「部活動の地域移行」及び「育成会活動の現状」について、以上、各委員会申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここでお諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により、議長に委任していただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正は、議長に委任していただくことに決定しました。

○議長（松山 力弥） 以上で、3月議会定例会の全日程を終了しました。

本会議終了後、午後1時より、広報特別委員会を第3委員会室で開催しますので、委員の方は御集合願います。

会議を閉じます。令和7年第1回須恵町議会定例会を閉会します。

午前11時42分閉会
